

議案第87号
大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例の制定について

令和6年6月24日(月)
消防局 消防総務課

1.改正の経緯

「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の一部を改正する法律」が公布され、国家公務員の俸給月額の上上げにより、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が本年4月1日に施行されたことに伴い、「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)」について、同条例第5条第2項中に規定されている非常勤消防団員および消防作業従事者等の損害補償の算定の基礎となる「補償基礎額」について改正するもの。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和5年 法律第73号)

改正内容: 国家公務員の俸給月額の上上げ



非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和6年 政令第28号)

改正内容: 非常勤消防団員等の損害補償の算定の基礎となる「補償基礎額」の改正



大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例

改正内容: 上記政令の改正内容と同様に改正

2.改正概要

(1)補償基礎額の改定

ア 条例第5条第2項別表関係

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500(12,440)	13,350(13,320)	14,200(14,200)
分団長及び副分団長	10,800(10,670)	11,650(11,550)	12,500(12,440)
部長、班長及び団員	9,100(8,900)	9,950(9,790)	10,800(10,670)

備考:()内金額は、現行の補償基礎額

* 最高額については据置き

イ 条例第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げる。

(2) 施行期日等

ア 施行日：公布の日から施行。

イ 適用日：改正条例の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。